

令和5年度後期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務に関する仕様書

1 業務名

令和5年度後期 破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等売却業務

2 履行場所

所在地 一宮市奥町字六丁山 52 番地

施設名 一宮市環境センター及びリサイクルセンター

3 売却品及び推定売却量

対象の金属類は、一宮市環境センター内リサイクルセンターから排出される破碎鉄屑等及び一宮市環境センターから排出される未破碎金属屑等とする。

破碎鉄屑等とは、リサイクルセンターで破碎した破碎鉄屑及び破碎アルミ屑とする。なお、破碎鉄屑は電磁永磁併用吊下式、破碎アルミ屑は永磁ドラム回転式による機械分別を行っているが、鉄やアルミ以外の素材が混入する場合がある。

未破碎金属屑等とは、一宮市環境センターに持ち込まれたものの中から一宮市職員が分別、集積した未破碎金属屑、スプリング及び不燃物混入金属屑とし、小型家電類及びコード類は含まないものとする。なお、電子レンジ、ファンヒーター等の金属を主体とする製品は、未破碎金属屑として扱うが、プラスチック製部品等金属以外の素材が含まれる場合もある。スプリングのうちポケットコイル構造のものについては、コイルを包む不織布は付着した状態とする。

推定売却量は、次のとおりであるが、これらは、令和4年度の10月から3月の実績を基に推計した量であり、売却量を保証するものではなく、実際の搬出量が推定売却量と異なる場合でも、契約単価での売却とする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 破碎鉄屑 | 約 240,200 k g |
| (2) 破碎アルミ屑 | 約 41,000 k g |
| (3) 未破碎金属屑 | 約 254,500 k g |
| (4) スプリング | 約 18,600 k g |
| (5) 不燃物混入金属屑 | 約 100 k g |

*不燃物混入金属屑は、モーターバイク等、上記の(1)～(4)以外の金属屑等とする。

4 売却品の引渡し

(1) 破碎鉄屑等の引渡しについて

搬出は、原則としてリサイクルセンター運営会社である一宮環境テクノロジー(株)の指定する日時(搬出日前日の作業ライン終了後、概ね 15:30 頃連絡予定)に、貯留バンカー(バンカー高:地上 3.7m、飛散防止のれん:約 1m、バンカー寸法:縦約 4.02m×幅約 2.19m)に適合した車両により行うこと、詳細については、一宮環境テクノロジー(株)と協議のうえ決

定する。なお、日時に変更がある際には、指定した日時より早く搬出できるように手配することとし、この場合は一宮環境テクノロジー(株)にも必ず事前に連絡すること。

(2) 未破碎金属屑等の引渡しについて

搬出は、原則として、一宮市環境センターの指定する日時（通常時、毎週水曜日）に、グラップルやマグネットを装着したローダークレーン付きトラックにて、ストックヤード内の未破碎金属屑を優先して行うこと。詳細については、協議のうえ決定する。なお、日時に変更がある際には、必ず事前に連絡すること。なお、積込み及び清掃作業は、全て受注者が行うこと。

(3) その他

一宮市環境センター及びリサイクルセンターは、ゴールデンウィーク・お盆休み期間中も開場・運転・作業を行っており、破碎鉄屑等、未破碎金属屑等が選別・産出されるため、一宮環境テクノロジー(株)などと事前調整のうえ、回収を行うこと。

5 計量方法

計量方法は、破碎鉄屑等、未破碎金属屑等を搬出する際に、破碎鉄屑等、未破碎金属屑等を積んでいない状態でトラックスケールにて計量し、その後破碎鉄屑等、未破碎金属屑等を積み込んだ状態でトラックスケールにて計量し、その差をもって引渡し重量とする。

6 報告書について

受注者は、回収した破碎鉄屑等、未破碎金属屑等の引渡し重量を月単位で集計し、翌月の10日（10日が閉場日の場合はその翌開場日）までに一宮市環境部施設管理課に報告書を提出するものとする。報告書は、業務終了後1年間保存するものとする。

7 売却代金の精算及び納付方法

一宮市が毎月の報告書により納付書を作成するので、受注者は、その納期限までに納付するものとする。

請求額は、品目ごとに1円未満を切り上げた額を合算したものとする。

8 業務の再委託

(1) 包括的な再委託

不可とする。

(2) 個別業務の再委託

一宮市と事前に協議し、再委託の承認を得るものとする。なお、受注者は、再委託業務の受託者との契約書等の写しを一宮市に提出するものとする。再委託業務の受託者の業務は、受注者に準ずるものとする。

(3) 再委託業務の受託者

「一宮市が行う事務又は事業からの暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日 付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないものとする。

9 契約期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

10 その他

- (1) 回収した破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等を有価で引き取ること。
- (2) 使用する運搬車両は、別紙「破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等の運搬車両届出書」により、あらかじめ一宮市に届け出ること。使用する運搬車両の更新等により変更が生じた場合にも逐次、速やかに届け出ること。
- (3) 一宮市環境センター敷地内には収集委託業者や一般市民の搬入車両も往来するので、安全に努めて、速やかに作業を行い、滞留する時間を最低限とすること。
- (4) 上記の速やかな作業のために必要な車両を確保すること。
- (5) 環境の保持のため、破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等の排出場所及び運搬経路の散乱防止に細心の注意を払うものとし、散乱した場合は必ず清掃すること。
- (6) 搬出等の連絡は、配車担当者が行き、行き違いが発生しないようにすること。
- (7) 受注者の休業日や、搬出ができない日については、一宮市環境センターの土日を除く 2 営業日より前に、一宮環境テクノロジー(株)に連絡すること。
- (8) 売却物品の引渡し及び計量方法について変更があった場合、一宮市の指示に従うこと。

破碎鉄屑等及び未破碎金属屑等の運搬車両届出書

一宮市環境センター内リサイクルセンターから排出される破碎鉄屑等の運搬業務及び一宮市環境センターから排出される未破碎金属屑等の運搬に使用する車両について、下記のとおりお届けします。

令和5年 月 日

(あて先) 一宮市長

㊞

記

1. 使用区分 (どちらか又は両方に丸を付けてください)

破碎鉄屑等運搬用

未破碎金属屑等運搬用

2. 最大積載量

3. 車 種

4. ナンバー